確定申告をされるかたへ



後期高齢者医療保険料は、今年中(1月1日~12月31日)に納付された全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際、後期高齢者医療保険料の領収書や納付証明書の添付は必要ありませんので、納付された金額を申告書に記載していただくようお願いします。

○特別徴収のかた

年金から徴収(天引き)されているかたについては、年金の源泉徴収票に年金から徴収された後期高齢者医療保険料が記載されていますのでご確認ください。

○普通徴収のかた

口座振替や納付書によりお支払いされているかたは、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付された金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村窓口にお問い合わせください。



保険料の納付が困難なときは、ご相談ください。

災害、非自発的失業、事業の休廃止等により保険料を納めることが困難な場合には、申請をすることで保険料の減免 (※1)や徴収猶予(※2)を受けられる場合があります。お住まいの市(区)町村窓口にご相談ください。窓口では、加入者の 個々の状況を踏まえ、きめ細かく対応いたします。

減 免 (※1)

地震、台風や洪水、火事などの災害により、財産について著しい損害を受けたことや、世帯主が死亡したことあるいは非自発的失業や事業の休廃止となったなどの事情により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や、刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合などに、保険料を減免することができます。

*非自発的失業とは、事業の倒産、破産又は廃業等により本人の意思に反して職を失った場合(ただし、定年退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇等を除く)です。

徴収猶予 (※2) 減免と同様の条件により、保険料の納付が一時的に困難と認められる場合、6か月以内の期間に限り 徴収を猶予します。

とんなときは必ず届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの
65歳以上75歳未満の一定の障がいの 状態にあるかたが申請により後期高齢者 医療制度の被保険者になろうとするとき	●・国民年金証書 ・身体障害者手帳等(障がいの程度がわかるもの)・医師の診断書 のいずれかの書類●印かん
ほかの都道府県に転出するとき	●保険証 ●印かん
ほかの都道府県から転入してきたとき	●負担区分証明書(転出の際に市(区)町村の窓口で発行されます。) ●印かん
県内で住所が変わったとき	●保険証 ●印かん
生活保護を受け始めたとき	●保険証 ●印かん
死亡したとき	●死亡したかたの保険証 ●印かん

お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村または資格保険料課 ☎043-308-6768

厚生労働省に制度に関する要望書を提出しました



11月18日、全国後期高齢者医療広域連合協議会では、細川厚生労働大臣あてに「後期高齢者医療制度に関する要望書」を提出しました。

現行制度及び新制度に関する要望事項について概略を説明の上、対応を要請しました。

当日は、同協議会の横尾俊彦会長が、藤村厚生労働副大臣に要望書を手渡しました。

要望事項の概要

現行制度に関する要望

- ・平成24年度の保険料率改定において、被保険者の保険料負担が 増加しないよう必要な財源を国において確保すること。
- ・低所得者に対する保険料軽減措置を継続し、国費による予算措 置を講ずること。 など

新制度に関する要望

新制度構築にあたっては、持続可能で、国民等から幅広く納得が 得られる制度となるよう、国として万全の策を講ずること。 など